

令和3年度第1回白井市スポーツ推進委員会会議録（概要）

- 1 開催日時 令和3年12月20日（月） 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所 白井市役所 東庁舎 1階 101会議室
- 3 出席者 涌井委員長、鶴岡委員、大河原委員、酒巻委員、河野委員
中村委員、亀山委員、尾見委員、三笠委員、坂巻委員、三笠委員
- 4 欠席者 平木委員、島田委員
- 5 事務局 井上教育長（委嘱状交付式のみ）、寺田課長、渡來主査補、鈴木
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題
 - 委嘱状交付
 - 委員長・副委員長の選出
 - 議題1 スポーツ推進事業について
 - 議題2 学校体育施設開放事業について
 - その他

事務局 会議に先立ち「白井市スポーツ推進委員会 委嘱状交付式」を始めます。

（委嘱状交付）

事務局 教育長からあいさついたします。

（教育長あいさつ）

事務局 委嘱後の初めての会議となりますので、自己紹介をお願いいたします。

（委員、事務局自己紹介）

8 議 事

事務局 それではこれより、第1回白井市スポーツ推進委員会を開催いたします。

事務局 本会議は「白井市附属機関条例」に基づき会議行う会議となります。会議を始めるにあたり、ご報告とご了承をいただきたい件がございます。

事務局 本日の出席委員は、11名で委員の過半数以上の出席です。「白井市

附属機関条例第6条第2項」の規定により、会議が成立することを報告
します。

(承 認)

事務局 本日の会議は、「白井市審議会等の会議の公開に関する指針」により、
公開することが原則となっておりますので、ご了承ください。

(承 認)

事務局 会議録は概要版を作成し公表することとなります。また、議事録作成
のため録音させていただきますので、ご了承ください。

(承 認)

事務局 次に委員長・副委員長の選出になります。

委員長及び副委員長の選出につきましては「白井市附属機関条例」に
基づき選出をお願いします。委員長の選任につきましては、どなたかお
引き受けいただける方はいらっしゃいますでしょうか。

(事務局案はありませんかとの声あり)

事務局 委員長に涌井委員をお願いしたいと考えております。よろしいで
しょうか。

(承 認)

事務局 涌井委員よろしくをお願いします。

事務局 続いて副委員長の選任をお願いします。どなたかお引き受けいた
だける方はいらっしゃいますでしょうか。

(事務局案はありませんかとの声あり)

事務局 副委員長に鶴岡委員をお願いしたいと考えております。よろしいで
しょうか。

(承 認)

事務局 鶴岡委員よろしくをお願いします。

事務局 改めて、委員長に就任いただきました、涌井委員長によりご挨拶をい
ただきたいと思えます。

涌井委員長あいさつ

事務局 それでは「白井市附属機関条例第6条」の規定により、委員長が議事進行を務めることになっておりますので、委員長にお願いします。

委員長 それでは皆様、よろしくお願いいたします。次第にそって会議を進行します。

初めに1. スポーツ推進事業についてを議題とします。事前に資料が配布されていますが事務局から説明を求めます。

事務局 (議題1. スポーツ推進事業について、資料のとおり説明)

委員長 事務局から議題1.スポーツ推進事業について説明がありましたが、何か意見等がありますでしょうか。

委員 1ページの管理施設の競技広場について、これは野球場のことを指しているということで良いのでしょうか。野球だけではなく、サッカーやグラウンドゴルフといった種目も利用はできると。

事務局 そのとおりです。競技広場は野球専用だけではなく、他の種目も利用できるのです、競技広場となっております。

委員 25ページの下段30.29年度のスポーツ吹き矢と吹き矢の2種類ありますが、何か違いがあるのでしょうか。

委員 私は、総合型地域スポーツクラブで吹き矢を教えているのですが、名称はどちらでもかまわない。

委員 同じものですか。

委員長 正式な名前があるのでしょうか。今後に議事録が公開等されてくことに、どちらかに名称を統一したほうがよいのでしょうか。

委員 1つにするならば、「スポーツ」を抜いた吹き矢の方が、自分が子供のころから馴染んでいる名称で良いのではと。

委員長 表現の仕方としては、「吹き矢」にするということで、よろしくお願いいたします。

委員長 他に何かありますか。

委員 1つ伺いたいのですが、29ページの備品の貸し出しについて、放送器具があるのですが、私たち高齢者クラブで、グラウンドゴルフ大会のスポーツ競技を屋外で行っているのですが、その時に放送設備(マイク等)を使用しているのですが、今度、電波法の改正で古い放送設備は買い替えが必要になり、20.30万円費用がかかるということで、こちらの放送設備は影響ないのか。また、貸し出しはスポーツ団体となっているが、貸していただけるものか。屋外での使用はダメとか、そのへんの決まりがわかっているらば教えていただければ。

事務局 生涯学習課で持っている放送設備（アンプ）は電波法対象の古い機器には該当しないので、使用はできます。貸し出しについては、高齢者クラブは、高齢者福祉課も関わってくると思いますので、高齢者福祉課経由で使用申請してもらえれば、貸し出しすることは可です。特に屋外でも使用は大丈夫です。

委員長 他に何かありますでしょうか。

委員 2 ページの歳出予算で、学校体育施設開放に要する経費の学校体育施設開放に係る経費のところ、例えば学校開放で備品を壊したときに、学校での修繕と重複するところがあると思うのですが、この辺の区分けはどうなっているのでしょうか。

事務局 学校開放備品については、例えば小学校とかは部活動がないので、最低限の用具については利用団体で用意してもらい（ボール等）、バレーボールの支柱やバスケットボールのゴール、ネットなどは、学校開放用としてあるので、破損した時などは、市で修繕や消耗品の交換などを行っております。

委員長 他にいかがでしょうか。

委員 このコロナ禍の中で、事業はどのような対応を考えているのでしょうか。

委員長 コロナ禍でのスポーツの振興についての事業の対応の方向性ですね。事務局どうでしょうか。

事務局 今年度の対策としましては、学校開放については、コロナで施設利用の中止などもありましたが、利用するにあたって利用者の名簿を作成してもらい、体温を検温し高い方は利用できない。利用後には消毒などの徹底。万が一コロナに感染した場合は、すぐ市に報告するなど。また、市民プールなども中止としました。

委員長 関連してお聞きしたいのですが、感染予防の費用というのは、この予算の中に含まれているのでしょうか。

事務局 例えば、消毒液など。こちらは昨年、今年度に大量にアルコールを購入しまして、こちらは健康課にて一括で購入しております。この中に、スポーツ施設用として生涯学習課の分も含んでお願いしています。

委員長 この中の予算には含まれていないが、他課の方で予算を持っているということですね。

事務局 そうです。学校開放については、基本は利用者が消毒液など自分達で用意して消毒するように指導しております。

委員 もうひとつお聞きしますが、郡市民体育大会などは各市町輪番制に行っていますが、4年度は四街道市で翌年は白井市の予定でよろしいでしょうか。

事務局 21 ページのところですが、1 番から 8 番までと各市町がありまして、

来年は四街道市、次の順番は白井市になりますので、5年度は白井市を主会場として順番が回ってくる予定です。

委員長 他にいかがでしょうか。

委員 お聞きしますが、12 ページのスポーツ推進委員会協議会というのがあって色々行事などが明記されてありますが、この今開いているスポーツ推進委員会とスポーツ推進委員会協議会の違いは何なのか。

事務局 スポーツ推進委員会については、スポーツの推進する計画やスポーツの振興についてどのように行っていくかなどを審議、意見を伺う場としてする会議ですが、スポーツ推進委員協議会は、市で別に委嘱しているスポーツ推進委員というのがありまして、こちらは市民にスポーツの普及のため、スポーツの指導・助言を行うものでして、市民に直接スポーツを教えること。スポーツ推進委員と名前が似ているのですが、別の組織としてあるものです。

委員 スポーツ推進委員協議会のスポーツ推進委員は、以前は体育指導員という名称だったのですが、途中からスポーツ推進委員に変更となった。

事務局 委員のいうとおり、法律の改正があって体育指導員からスポーツ推進委員に名称変更となって、その後に、別の組織としてスポーツ推進委員会ができた。こちらは平成 30 年に出来たのですが、スポーツ推進委員協議会はスポーツの実技を指導等するスポーツ推進委員の集まりです。今日集まっていたいているスポーツ推進委員会は、スポーツの総合的にスポーツの推進をどのように図っていくかを考えていく委員となっております。

委員長 お聞きしますが、27 ページの指導者認定講習会について、平成 29 年度までに 109 名の方が認定されているのですが、更新者がかなり減少しているの、これらの原因はどういったのが状況としてあるのか。新型コロナも要因としてあると思いますが、もうひとつは、登録している方の種目を見ますと、多岐にわたって種目があるように印象があります。ウォーキング・ストレッチ・登山などありますが、これまでの実績を見ますとほとんどが競技スポーツ、本当のレクリエーションに偏っているようにみられる。スポーツ庁でも、競技スポーツだけを推進しているわけではないので、ウォーキング・ストレッチ色々あると思うんですけど、もし、今後、色々な指導者の方がいるのであれば、競技スポーツ以外にも、エクササイズなど広がっていけばいいのではないかと思いますので、よろしく願います。 減少の要因は何が考えられますか。

事務局 こちらの指導者の更新については、消防署に依頼して、救命救急講習会を開いて、更新に該当する方に参加してもらっています。

昨年度については、新型コロナの影響で講習会が開けず、ただ、自動的に更新というわけにはいかないで、東京消防庁の救命救急講習のDVD（動画）を見てもらい、感想文を提出してもらい、これをもって指導者の更新ということで、昨年度の更新者にお知らせはしたのですが、更新手続きをする方が少なかった。また、指導者に登録されている方が、年齢が高齢の方も多いので、もう更新はしない方も出てきているかと思います。

委員長 他にありますでしょうか。なければ、議題 2 の学校体育施設開放事業について事務局から説明求めます。

事務局 (議題 2. 学校体育施設開放事業について、資料のとおり説明)

委員長 事務局から議題 2.学校体育施設開放事業について説明がありました。何か意見等がありますでしょうか。

委員 4 ページの学校体育施設開放団体登録概要のところ、登録条件の構成員の半数が白井市在住、在勤とあるのですが、最近、子供の数が少なくなっていて、活動するチームの指導者によるのですが、この間、朝日新聞の折り込みにも載っていたのですが、鎌ヶ谷市・印西市いろんな市から選手が集まって活動していますというのがあって、この学校開放の団体登録する際に、利用する指導者及び児童の住所、生年月日を記入するようになっていますが、その辺は、白井市の架空の住所を書けば、ほとんどが白井市民となると思うんですけど、実体的にそういう団体はありますか。ちょっと気になる団体があるんですけど。スポーツ少年団の方で。それと併せて、市内在住在勤の 20 歳以上の代表者及び利用責任者がいることと書いてありますが、これも、申請する際に、市内在住在勤の代表者等で申請しておいて、白井市の学校開放の方が比較的に利用しやすいということで、実体的には、船橋市とか市外の方が指導者として指導に来るということが、ありはしないのではないかと思うのですが。どこまで市の方で実態を把握しておられるのかお聞きしたいと思います。

事務局 団体登録する際には構成員の名簿、住所や生年月日も記入していただいて申請書を提出してもらい、こちらで書類を見て審査するのですが、実体として、もしかしたらあるかもしれませんが、その先をさらに調べるとというのが、現状では難しい。例えば、住民票を調べるというのも、所管の担当課ではないので出来ません。ですので、申請をもって判断するしかない。もし、分かれば団体に事情を聞き取りすることもあるのですが、申請を受付する段階で、申請書類に問題がなければ、申請を受けるしかないのが現状です。

ただ、何年か前から、職員が活動をしている現場に実体調査をしてお

りまして、実際に使用しているか、利用者の把握、人数など 10 人以上の登録となっておりますが、普段から 5 人ぐらいしかいないのに使用していないか、備品の使用などもきちんとしているか、コロナの関係で、団体が消毒液等を用意し消毒をしているかなどのチェックをしております。

委員長 例え、匿名であそこの団体を調べてくださいみたいな、ピンポイントに調べてもらえることはあるのでしょうか。全部の提出された書類をチェックするのは難しいと思うのですが、確かにいろんな市町村で、そういった話は聞いております。

特に施設の使いにくい市町村の人達が、使いやすい市町村にこっそり押しかけてきて、市民の方に恩恵ではなく、実は市外の人が多く使用していたという話は近隣の市町村で聞いた話です。

事務局 今、この場ですぐ答えるというのは出来ないのですが、個別にお話しをしていただいて。

委員 疑義がある団体、疑いがあるところがあるといった時に、何かしら規定みたいなもの、登録するときには何らかの証明する義務などがあっても良いのかなど。常に全部を調べるといえるのは無理なので、基本は善意のもと申請してもらってやるものだと思います。ただ、全体の公平性の観点からも、基本は市民にサービスをということで行っている事業だと思いますので、やはりこういった疑義があった場合には、何かしら証明を提出してもらうことがありますみたいなのがあれば、少しは抑止力にもなるのかなと思います。

委員 登録条件で代表者及び利用責任者が白井市内在住在勤となっておりますが、利用責任者ではなくて、チームの責任者が責任を負うとするにすれば、少しは抑止になるのではと思いますけど。

委員長 そうすると、登録条件を変更するといった手続きをする場合はどのようにすればいいのでしょうか。今すぐではなくても今後検討していただいて、注意事項のところにある、制限をかける場合があります部分に、何かあったらみたいに、もう少し踏み込んだ形で追記することを検討していただいて。

事務局 登録概要については生涯学習課で作成していますので、2月から来年度の学校開放利用登録を受付しますので、出来ればそこに検討していきたいと思います。

委員 7 ページの毎月の手続きですが、毎月 20 日から 25 日までに教育委員会に出向いて行って申請をします。窓口に出向いて手続きをしますが、今、いちいち窓口へ出向かなくても手続きが出来るように社会的にも流れとしてなっているの、このあたりは見直す余地は無いのでしょうか。

委員長 確かに、平日に仕事がある方は難しいかもしれないですね。
事務局 毎月 20 日から 25 日まで翌月の利用申請に来てもらうのですが、その前に学校から翌月の予定表を 20 日までに提出してもらって、その予定表を見てこの日は使用できる、できないとチェックするのですが、この予定表が毎月のように使用できる日が違うので、例えば利用団体が毎週月曜日に利用登録していても、必ずしも学校行事等で毎週使用できるわけではないこと。また、屋内施設の体育館、柔剣道場などは、施設使用するときには照明を点灯して使用した場合、電灯電気料として、いただいているのですが、それを毎月、翌月の利用申請にきたときに、利用日誌を提出してもらうのですが、利用時間を見て電気料を徴収しています。その支払いの手続きの関係があるので難しい。

生涯学習課では、毎月の予定表を見て利用できるかを確認したうえで団体に許可を出しています。委員さんの意見から、手続きはインターネットとからもできないのではと思いますが、社会体育施設のテニスコートや野球場などは、インターネット予約はできるのですが、生涯学習課でもそういった方法も検討したことはあるのですが、ただ、学校開放の利用時間が 30 分や 15 分単位で利用があったりして、なかなかそこを申請と合わすのが現状では難しいです。そこまで時間を合わすと、システムが非常に複雑になって管理が難しいというのがあります。利用者がシステムで空いている状況とか見られるようにといったのができればよいとは考えられるのですが、利用団体とシステムの関係で現状ではできない。

委員長 この毎月の利用申請は、代表者ではなくても他の人でも可能なのでしょうか。

事務局 そうです。団体のどなたでも利用申請の手続きはできます。

委員長 確かに、学校施設ですと変則的にいろんなことが起こりますからね。
事務局 例えば、今回ですとコロナの関係で、急に今日から使用できません。といった事態もありますので、なかなかインターネットだけでの申請は難しいところがあります。

委員 3 ページの一番下のところに種目別登録団体数が 143 団体とありますが、3～4 年前に学校行事があるときに、利用している団体が対外試合を組んでしまって、駐車場が停められない状態になり、行事に影響があったということで、生涯学習課から学校からこういうことを注意して使用してくださいという文章をいただいたことがあります。そのときに団体数がどのくらいあるのですかと聞いたのですが、たしか 124 団体あるということで、現在は 143 団体と団体数は増えていますが、今後、これは増えていくのか、だんだん縮小していくのか。どういうふうに捉えているのかお聞きします。

事務局 団体数ですが、確かに以前にくらべて増えています。ただ、増えている中でも、ひとつの団体が1校だけではなく複数の学校で利用登録しているなどがあり、これらは別々として数を集計しているのがあります。

また、今後どう見ているのかというと、まだ、学校開放の利用時間が全部埋まっているわけではなく、若干の空いている曜日時間があります。増えてくか減っていくかのどちらかと言われると断言はできませんが、ただ、空いているかといって、利用したい団体の希望学校と曜日や時間があると思いますので、そこまで以前からの増えているペースで増えることは無いかと考えています。土日とかは、利用希望する団体が多いと思いますので、団体で登録希望時間が重複した場合に、団体間で話し合いして決めてもらうこともありますし、なかなか空いている時間帯が全部に利用団体が入ることがないと予想しています。若干の数で増えたり減ったり程度かと思います。

委員長 11 ページのところの開放施設ですが、全部駐車場付きなのでしょうか。先ほど駐車場の話がありましたので、例えば白井第一小だと、何時から何時で駐車台数は何台みたいに決まっているのか。

事務局 駐車については、学校開放で何台とか決まりはないです。何台しか駐車できませんといったのは、例えば学校行事で体育館・校庭のどちらかで何かの大会等を行っているなどあった場合、施設の利用はできるけど、駐車場は専用利用できない。あくまで共用となります。

委員長 そうすると、路上駐車場などがあったりするのでしょうか。

事務局 利用団体には、大会などの催し物がある場合には、駐車場の利用を注意したり、なるべく乗り合いでお願いしたりしております。

委員 4 ページの団体登録概要で登録条件のところ、新規登録団体が白井中学校の利用ができませんとありますが、この理由は为什么呢。

事務局 こちらについては、普段から白井中学校を定期利用登録している団体はよいのですが、なぜ新規が除いているかというと、利用にあたって苦情・指摘等がありまして、初めて白井市の学校開放を利用する団体が白井中を使用した場合に、新規の団体が利用順守してもらえるかという心配があることから、初めて学校開放利用する団体はまずは白井中以外の学校で利用してもらい、それから白井中学校での利用について考えております。

委員 ここだけ特別にしていることは、公平性に欠けませんでしょうか。

これといった理由がないと厳しいのでは。

事務局 これについては、生涯学習課でも表記の仕方を検討していきたいと思えます。

委員長 こちらについては、以上でよろしいでしょうか。

委員長 議題 2 について他に何か意見が無ければ、事務局からその他でありますでしょうか。

事務局 その他でお配りしている資料の、「白井市教育振興基本計画」について、こちらについては、計画を策定するにあたって昨年度まで、スポーツ推進委員会でも意見等をお聞きしていて、昨年度に計画が策定されました。

 計画の期間は「白井市第 5 次総合計画・後期基本計画」及び「白井市教育大綱」の期間と同様で、令和 3 年度からの 5 年間となっています。

 この資料の部分は、スポーツ分野だけ抜粋してあるのですが、スポーツの施策としては「生涯にわたるスポーツの普及・推進」で、主な取り組みでは「総合型地域スポーツクラブ支援事業」と「各種スポーツ大会開催事業」となっています。議題 1 でもスポーツの推進事業について説明をしましたが、昨年、今年度ともコロナの関係で、事業の中止などでスポーツの推進がなかなか出来ていなかったのですが、来年度については、スポーツの事業をやっていただけると考えております。

委員長 その他に何か意見等ありますでしょうか。

委員 学校開放の利用している団体として、何か日頃から利用している団体で利用の仕方が悪いとかあれば、学校の先生からみた意見はありますでしょうか。

委員 白井第三小学校の方では、特に悪いところは無いので、活動している団体によるのかなと思います。酷いこととしては、缶コーヒーの缶が置きっぱなしや、お菓子の食べ残しがあったり、中学校などは、朝練で部活していると、生徒が片付けしていたりするので、そのへんは守ってほしいです。

委員 私たちは利用させてもらっている立場ですから、そういったことがあれば、学校から市の方にも連絡していただいて、指導してもらった方がよいと思います。

委員長 コロナ禍でスポーツが自由に活動できなくなっている中で、逆に世界中でスポーツがどのくらい大事か、再認識されてきていると思いますので、今後とも、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

 では、以上で終わりにしたいと思いますので、事務局へお返しします。

事務局 以上、もちまして本日のスポーツ推進委員会は終了いたします。長時間において審議していただきありがとうございました。お帰りの際は忘れ物などないようお願いいたします。今日はありがとうございました。

—会議終了—